

保険制度の在り方に関する検討について

(保険制度ワーキンググループ(仮称)の設置について)

金融審議会総会
令和8年8月31日

背景

- 近年、自然災害の頻発・激甚化、パンデミックの発生、人口減少・少子高齢化の進展、地政学リスクの高まりや金融市場の急変など、企業や家計をとりまく不確実性が高まっている。こうした状況を踏まえ、企業の成長投資を後押しするとともに、国民生活の安全安心を確保するための保険機能を強化することがより一層求められている。
- 昨年12月から本年3月にかけて開催した「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書（本年4月17日公表）では、企業のリスクマネジメントの高度化に資するキャプティブの活用等について、検討を進めるべきであることが指摘されている。
- 生命保険契約者保護機構は、生命保険会社が破綻した場合に、業界負担の財源から保険契約の移転時等における資金援助等を行うことができること、保険契約者等の保護を的確に行うため、政府補助の特例措置が時限的に設けられており、令和9年3月末に期限を迎えることから、制度の在り方を検討する必要。

検討課題

1. 再保険キャプティブ制度の創設について

損害保険業における再保険キャプティブ制度の創設について、損害保険を活用した企業のリスク移転が従来と同様の条件では成立しにくくなっていること、そうした中で企業のリスクマネジメントの高度化や成長投資の後押しを図る観点からどう考えるか。

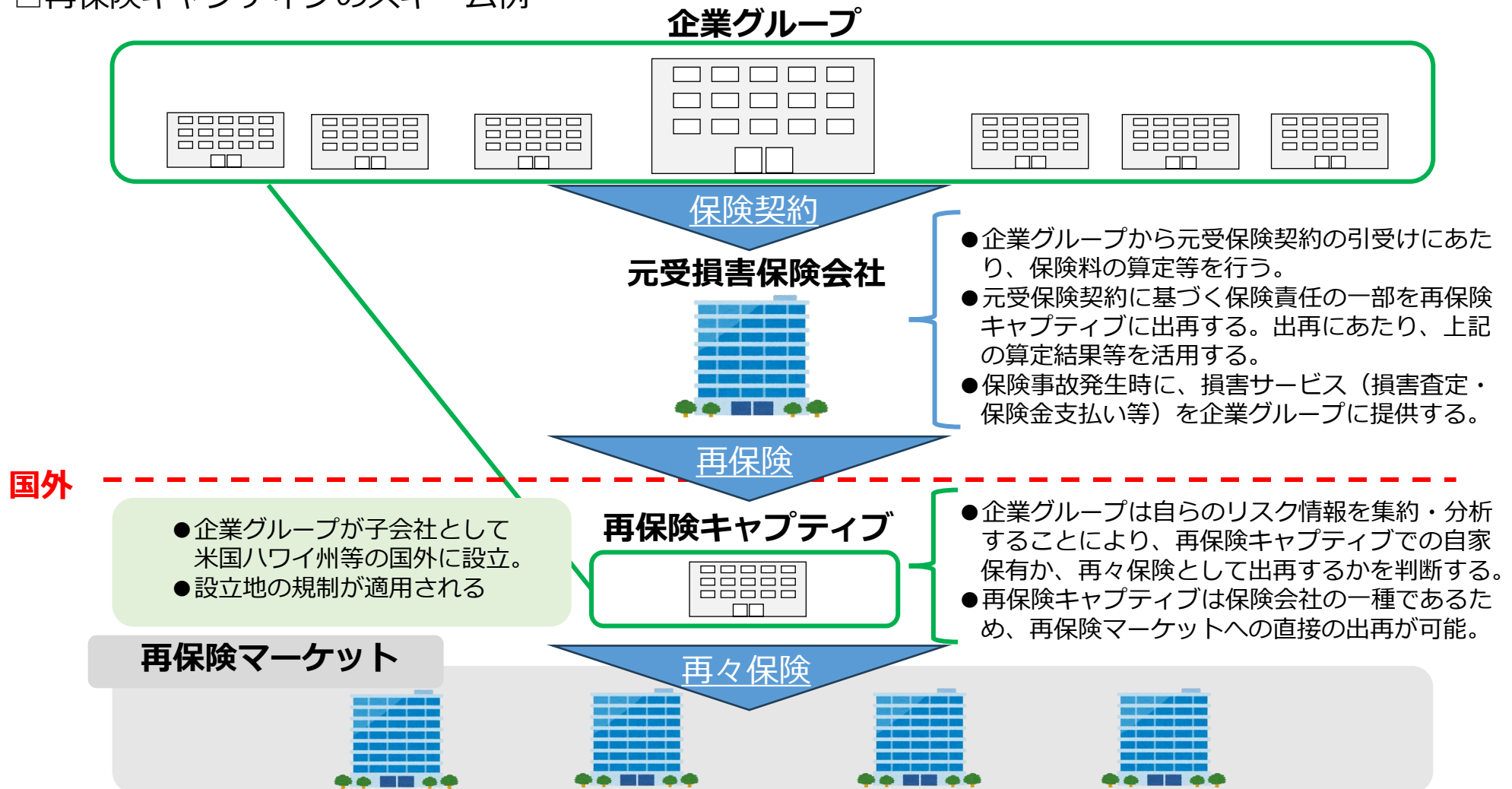
2. 生命保険のセーフティネット制度の在り方について

生命保険会社が破綻した場合に備えるセーフティネット制度（政府補助を含む）の在り方について、これまで時限延長を繰り返してきた経緯や近年の社会経済情勢の変化を踏まえどう考えるか。

再保険キャプティブ制度の現状

- 現状では、国内には再保険キャプティブ制度が整備されておらず、国内で同一の企業グループのリスクのみを引き受ける再保険キャプティブ業務を行うためには、保険会社の免許の取得が必要。
- しかしながら、保険会社の免許の取得は、同業務の特性に照らして負担が重く、相当数の国内の企業グループは、米国ハワイ州等の国外に子会社を設立して同業務を行っている。

□再保険キャプティブのスキーム例



生命保険のセーフティネット制度の概要

- 保険業法において、保険契約者等の保護を的確に行うため、保険契約者保護機構による破綻した生命保険会社に対する資金援助等の枠組みが定められている。
- 生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に対して行われる政府補助の特例は、平成12年に措置されてから現在に至るまで、その時々生命保険を巡る状況に鑑み、期限の延長を計6回繰り返し、令和9年3月末までの時限措置とされている。

生命保険契約者保護機構の補償財源

業界負担枠

①事前積立

[積立限度額 4,000億円]

2022年3月末で事前積立完了

②政府保証付借入

[借入限度額 4,600億円]

+

③政府補助

資金援助等の規模が左を超える場合、
一定要件（注）下で政府補助可

2027（令和9）年3月末までの時限措置

（注）業界負担のみで資金援助等を賄うとすると、生保会社の財務状況を著しく悪化させ、保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれが認められる場合（保険業法附則第1条の2の14）。現在に至るまで発動されたことはない。

日本成長戦略(令和8年7月21日閣議決定)(抄)

3. 金融を通じた潜在力の解放

(2) 対応の方向性

i) 金融機関・市場の機能強化

(厚みのある金融市場の実現)

(中略) 生命保険のセーフティネット制度の在り方関係

国民に安全・安心なセーフティネットを持続的に提供するため、生命保険会社の財務健全性等を確保しつつ、生命保険契約者保護機構に対する不測の事態※に備えた政府補助の在り方を検討する。

※ 保険業法上、業界負担のみで資金援助等を賄うとすると、生命保険会社の財務状況を著しく悪化させ、保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれが認められる場合とされている。

ii) 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

(企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革)

(中略) 再保険キャプティブ制度の創設関係

また、企業における役職員への株式報酬の充実に向けた環境整備を進めるほか、企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しすべく、自グループのリスクのみを引き受ける保険会社の制度創設について検討する。

「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書（令和8年4月17日）（抄）

② 海外直接付保やキャプティブの利活用に向けた政策の検討

再保険キャプティブ制度の創設関係

国内損害保険の企業向け市場では、前述の通り、企業が保険を単なる「コスト」と捉える傾向もあり、国内競争環境における料率引下げ圧力が強まっている。その結果、保険会社がリスクプロファイルに見合った適正な料率を設定しにくい状況が続いている。こうした環境は、国内の寡占市場とも相まって、海外の損害保険会社の新規参入が進まず、また、国内のグローバル企業のリスクニーズにも十分に答えられていないとの指摘がある。

このような現状を改善するため、金融庁としては、損害保険会社に対し、適切な料率設定を求めつつ、企業の多様なリスクに対応できる実践的なリスクマネジメントの手法の高度化を支援することが重要である。**その際、契約者保護や健全性確保の観点も踏まえながら、海外直接付保やキャプティブの利活用を含めた政策の検討を進めるべきである。**

（中略）

■ キャプティブについて

キャプティブを企業グループ内に分散して存在する様々なリスク情報を集約する「リスク情報ハブ（リスクセンサー）」として活用するなど、リスクマネジメントの高度化に資するものとなるよう政策を検討する必要がある。これにより、リスクマネジメントに関する意思決定の質を高め、ひいては企業のリスク管理能力の底上げや、資本効率の向上を図る上でも有効と考えられる。